

令和5年度
小田原市民間提案制度（フリー型）
募集要領

令和5年(2023年)4月

小田原市

目次

1 趣旨	1
2 民間提案制度の概要	1
3 提案の要件	1
4 参加資格	2
5 民間提案制度の流れ	3
6 事前相談	4
7 提案の受付	4
8 協議対象提案の選定	5
9 詳細協議及び契約締結等	6
10 事業者の選定におけるインセンティブ	7
11 事業実施	7
12 その他	7
13 問い合わせ先	7
14 フォー	8

1. 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、対応することは難しくなってきました。

これらの課題に、より適切に対応し、魅力的で持続可能なまちづくりを実現するためには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく「民間提案制度」を運用します。

本募集要領は、小田原市民間提案制度運用指針に基づき、令和5年度のフリー型提案方式による提案募集等に関して必要な事項を定めるものです。

2. 民間提案制度の概要

本制度は、本市の地域課題の解決につながるもの等に関して民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、事業化を目指すものです（協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません）。

なお、詳細協議が成立し、予算措置を伴う事業については、原則として、プロポーザル方式により事業者を選定いたしますが、プロポーザル方式による場合、提案者には、インセンティブを与えます。

3. 提案の要件

(1) 提案内容

市のすべての事業を提案募集の対象として、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるもので、次のいずれかに該当するものとします。

- ア 地域課題の解決につながるもの
- イ まちの魅力向上につながるもの
- ウ 生活の質の向上につながるもの
- エ 地域経済の好循環につながるもの
- オ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

(2) 対象としない提案

- ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- イ 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- ウ 独自性や独創性のある提案でないもの（過去に提案のあった内容）
- エ 法令等に抵触するもの
- オ 過度な財政負担が生じるもの
- カ 本市がすでに事業化を検討しているもの

キ 公共施設等に関する提案で新たな財政負担が生じるもの

(※) カ及びキについては、市政運営に大きな貢献をすると認められる場合を除きます。

(※) 「新たな財政負担」とは、単なる歳出の増となるものを指し、新たな歳出が生じても歳入の増（もしくは歳出の減）によりトータルコストが縮減されるものは除きます。

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、3年以内で市と事業者と協議の上、決定します。例外的に、長期の事業でないと成立しないものについては、別途、市と事業者との協議によって決定します。

4. 参加資格

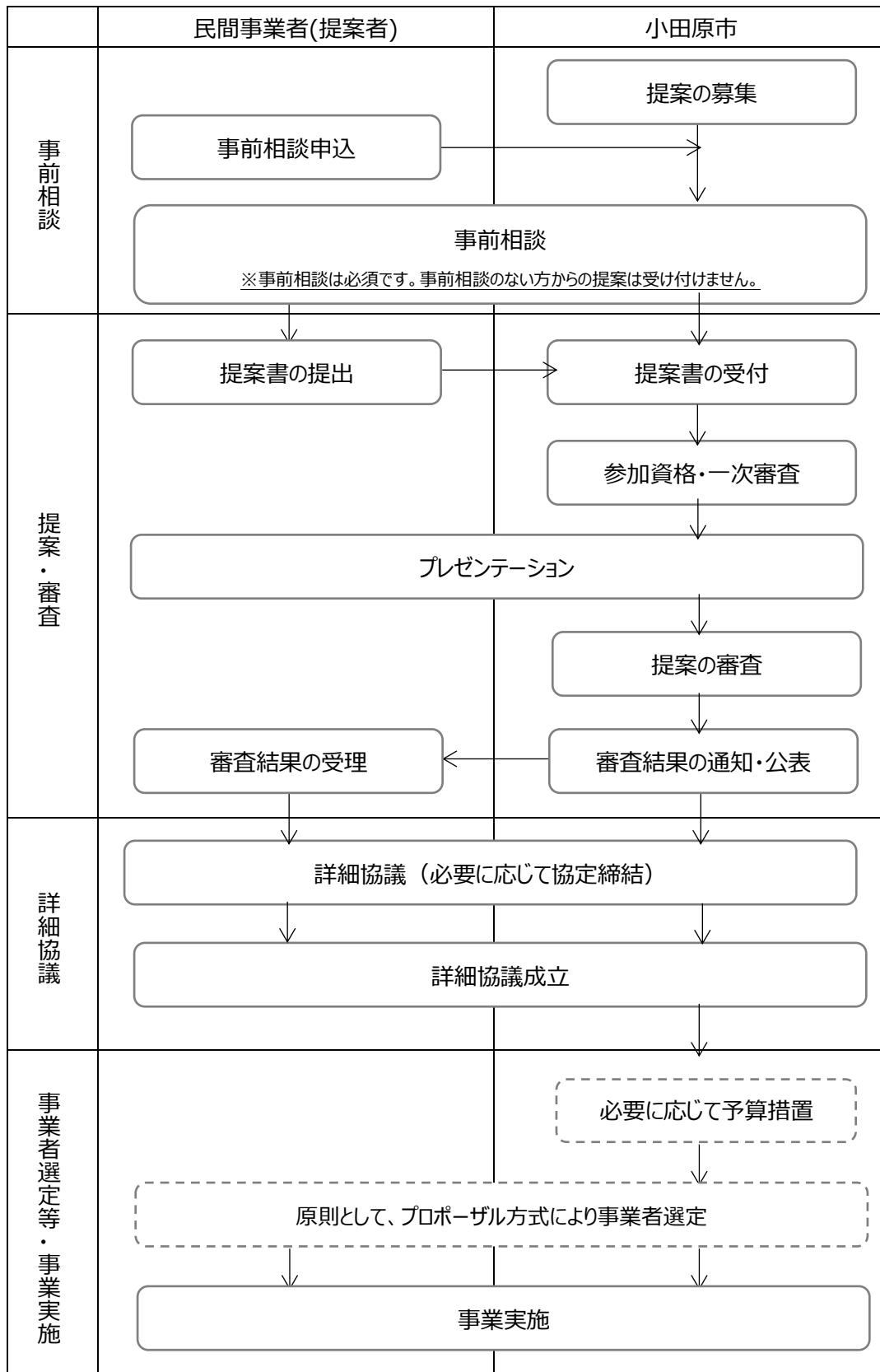
提案者は、市内に支社等を有し、次に掲げる要件をすべて満たす法人若しくは個人事業主又は市内事業者を代表とする法人等のグループとします。なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

なお、提案内容に工事関連が含まれる場合は、原則、「指名競争入札に参加する者に必要な資格（昭和58年5月31日告示第25号）」別表に定める要件を適用することとします。

※グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が応募書類を提出することとします。また、原則として、提案時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

5. 民間提案制度の流れ



6. 事前相談

提案書作成のための事前相談を受け付けます。事前相談は、提案の実現可能性を高めるため必須とします。事前相談を行っていない方からの提案は受け付けません。

なお、事前相談は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

(1) 申込期間

令和5年(2023年)4月17日(月)～6月16日(金)午後5時まで

※事前相談の期間は7月14日(金)までとします。

※土日、祝日の事前相談はお受けできません。

(2) 申込方法

市ホームページの「事前相談申込フォーム」または、事前相談申込書(様式1号)を未来創造・若者課(下記「7. 提案の受付(3) 提出先」を参照)に提出し、お申込みください。

(3) 実施日時

事前相談の日時及び場所については、個別に電子メール等で調整します。オンラインでの事前相談も可能です。

※書面による質疑回答は行いませんので、事前相談の際にご質問ください。

7. 提案の受付

(1) 受付期間

令和5年(2023年)7月17日(月)～7月31日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。郵送で提出する場合は、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

(3) 提出先

担当：小田原市 未来創造・若者課

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号 ミナカ小田原
小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL : 0465-33-1738

(4) 提出書類

次の書類をA4サイズで作成し、紙媒体で2部(正本1部、副本1部)、電子データを記録したCD-R等を1枚提出してください。

ア 提案提出書(様式2号)

イ 誓約書(様式3号)

ウ 提案者に関する基本的事項(様式4号)

エ 提案概要書(様式5号)

オ 補足資料(様式指定はありません。提案概要書を補足する資料が必要な場合は、A4又はA3サイズの用紙で作成してください。

カ プレゼンテーション資料（パワーポイント等）

※複数の事業に対する提案をする場合、提案書類は事業ごとに作成してください。

※小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も提出するものとします。

ア 登記事項証明書

イ 財務諸表（直近2年分）

ウ 国税及び地方税納税証明書

(5) 提案書類の取扱い

ア 提出書類は返却しないものとします。

イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しないものとします。

ウ 提案書等は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

(6) 関連情報等

提案を検討する際の参考となる情報（各種計画や財産情報、各種統計など）は、小田原市民間提案制度の募集に係るホームページよりご覧になれます。

8. 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

ア 小田原市民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。

イ 参加資格については、事務局で事前確認します。

ウ 提出書類による一次審査を行います。

エ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日

令和5年（2023年）8月下旬以降

イ 実施場所

おだわらイノベーションラボ（栄町1丁目1番地15号 ミナカ小田原）

※実施日時等、詳細については提案の受付期間終了後に別途通知します。

ウ 出席人数

3人以内

エ 実施方法

① 20分以内で説明していただき、説明に対して20分程度の質疑応答を行います。

② プレゼンテーションで使用する資料は、提案の受付期間に提出されたプレゼンテーション資料とし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。

③ 審査は非公開とします。

- ④ プロジェクター、スクリーン（100 インチ）及び HDMI ケーブルは市が用意します。
 プロジェクターに接続するパソコンは提案者が準備してください。

(3) 審査の視点

審査の視点	内容
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題の解決につながるか ・ まちの魅力向上につながるか ・ 生活の質の向上につながるか ・ 地域経済の好循環につながるか ・ 歳入の増加、歳出の削減につながるか
独自性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又は行政だけでは生み出せない付加価値があるか
行財政効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な行政運営につながるか ・ 事業費等の削減につながるか ・ 新たな歳入の確保につながるか
実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の具体性（実現見込み）はあるか ・ 事業実施体制を確保できるか

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。
 イ ホームページでの公表は、採用した提案の提案名称及び提案概要、不採用とした提案については提案名称のみとします。また、事業化に向けた詳細協議を経て、契約締結等に至った場合は提案者名も公表します。

9. 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。
 イ 協議に当たっては、必要に応じ、市と提案者の間で事業化に向けた協定を締結するものとします。
 ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6箇月以内とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
 エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
 オ 協議により提案内容の実施が明らかに困難であることが判明した場合は、協議不調とし、事業化を見送ります。
 カ 協議が不調となった場合は、締結した協定を解除します。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等について市は責任を負いません。

(2) 予算措置

詳細協議が調ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

詳細協議及び予算措置等が成立したときは、プロポーザル方式等により事業者の選定を行い、契約締結等を行います。

10. 事業者の選定におけるインセンティブ

詳細協議が成立し、予算措置を伴う事業については、原則として、プロポーザル方式により事業者を選定いたしますが、プロポーザル方式による場合、提案者には、総配点の10%を限度とした加点をいたします。また、地方自治法施行令第167条の2に該当するものや予算措置が不要なものについては、プロポーザル方式等によらず、提案者を事業者とする場合があります。

11. 事業実施

契約締結等の後、事業者は責任を持って事業を実施します。

12. その他

- (1) 応募に関する費用及び協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事項
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6号）を提出してください。
- (5) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (6) この募集要領に定めのない事項については、提案者と市との協議の上、決定することとします。

13. 問い合わせ先

小田原市企画部未来創造・若者課 共創・若者活躍係

住所：〒250-0011 小田原市栄町1丁目1番15号 ミナカ小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL：0465-33-1738

Mail：mi-kyoso@city.odawara.kanagawa.jp

14. フロー

